

児童議員（民主県政会）

令和4年2月25日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問）給食での配慮が必要な児童生徒への対応について

給食での配慮が必要な子供たちに対して、他の子供たちと同じように給食を食べることができるようにすることは、行政の責任ではないかと考える。

そこで、学校給食における食事困難な児童生徒の実態と対応について、教育長に伺う。

（答）

文部科学省では、学校給食について、「可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努める」旨の実施基準を定めており、県内市町におきましては、実情に応じて、配慮が必要な児童生徒への対応を行っているところでございます。

具体的には、各市町におきまして、限られた施設設備やスペース、あるいは時間の制約がある中で、

- ・ 食物アレルギー等に対するアレルギー除去食や代替食の提供は22市町、
  - ・ 咀嚼困難などの障害に対するきざみ食やペースト食の提供は5市町
- で実施されております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、配慮が必要な児童生徒への対応につきまして、栄養教諭等を対象とした研修において、要請に応じて、きざみ食やペースト食を提供している特別支援学校の取組事例を紹介するなど、市町教育委員会の取組を支援してまいります。